

SNSを介して

# ウェブ会議で

勧誘された

## その高額な契約

後悔していませんか。

ウェブ会議でした契約って  
クーリング・オフ  
できるの？

でも、方法もわからないし  
どうしたらしいの・・・



そんな時は・・・

消費者ホットライン

188 (いやや)へ相談！

SNSを介してウェブ会議で勧誘された

高額な契約一人で悩んでいませんか。

「解約できるかわからない…」  
「クーリング・オフの期間を過ぎちゃった」

※電話勧説販売は契約書面等を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフができることがあります。

※クーリング・オフ期間が過ぎた契約も、ケースによっては解約できることがあります。

あきらめず相談しましょう！

消費者ホットライン  
188に相談を！

トラブルに  
あわないための

POINT 3選

もうけ話  
のトラブル  
増えています！  
**冷静な判断**  
がカギ

01

借錢してまで  
契約すべき？  
よく考えましょう

02

高額な契約は  
家族や周囲に  
相談しましょう

03



経済産業省  
関東経済産業局



消費者庁